

5 - 89 直前直左鏡

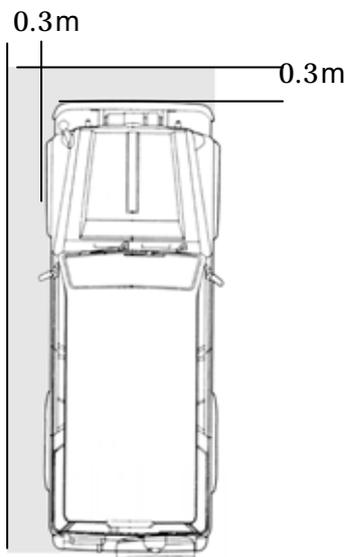
5 - 89 - 1 装備要件

次表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第7項関係）

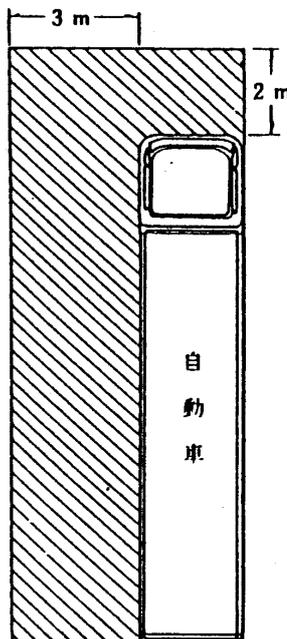
自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車（(2)の自動車及び三輪自動車を除く。）	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあっては右側面）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）	当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から3mの距離にある車両中心線に並行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

（参考図）視界の範囲

a) 第1号関係



b) 第2号関係



5 - 89 - 2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 5 - 89 - 1 の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第44条第6項関係、細目告示第224条第8項関係）

運転者がアからオまでに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で5 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ検査時車両状態とする。

イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。

ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。

エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。

(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25° の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。

オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取り除いた状態とする。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

- (2) 取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある後写鏡は、(1) の基準に適合しないものとする。（細目告示第 224 条第 9 項関係）

- (3) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 224 条第 10 項関係）

5 - 89 - 3 欠番

5 - 89 - 4 適用関係の整理

4 - 89 - 4 の規定を適用する。